

長浜市農業委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月14日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第73号

長浜市農業委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

長浜市農業委員会に対する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成19年長浜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号ウ中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第51条第3項の規定による公表

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。